

5月の月一レターです。



今年もゴールデンウィーク近くになると 田に水がはられ、5月に入ると田植え機が動き始め、今は苗が伸びて水面が少し緑色になってきました。 日頃の運動不足のツケを感じつつ手作りマスクを着けて非常階段を上り、眼下の清々しい風景を眺めながら、マスク不足に重ねて、1993年(平成5年)の減反政策と百年に一度といわれた冷害と台風被害による お米の備蓄量不足を思い出しました。あの時は 助けられた食べ慣れない外国米にビックリしつつ、パエリア等の美味しいレシピを知りました。 その後も危機から学ぶことは沢山ありました。 2020年は新型コロナウイルスの世界的な大流行における医療体制。何時でも買えた物が消えて、物品の大切な部品や日常品の多くが外国頼みだったことを知りました。

心の中で、先ずはどうか豊作になりますように。。。日常生活が早く戻りますように。。。 人との交流が難しい今、生活のリズムを整えながら、熱中症に気を付けて、自粛生活を乗り切りましょう。

《 みんなねっと情報 》

◆◆—————◆◆
新型コロナウイルスに係る障害者手帳の更新手続きについて

◆◆—————◆◆
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、申請者が医師の診断書の取得のみを目的として、医療機関を受診すること等を避けるため、更新手続について下記の臨時的な取扱いがされることになりました。(厚労省から都道府県政令指定市担当部局宛の4月 24 日付け事務連絡)

【要旨】

- ・手帳の更新手続きについての臨時的な取扱い。
- ・必要書類である診断書の提出を1年間猶予し、申請があれば現在の障害等級で更新することが可能。
- ・更新後の有効期限は現行通り 更新前の有効期限の2年後の日とする。
- ・おって診断書が提出された際に 障害等級の変更等が必要となれば 現行通りの対応とする。

1.手帳の更新手続について

令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に手帳の有効期限を迎える者のうち、更新時に医師の診断書を添えて提出する必要がある者については、障害者手帳申請書の提出をもって、現に所持している手帳の有効期限の日から1年以内は当該診断書の提出を猶予した上で、有効期限を更新することができるものとする。

医師の診断書の提出を猶予した場合、障害等級は、従前の等級によるものとする。ただし、猶予期間において当該者から診断書が提出された際には、精神保健福祉センターにおいてその判定を行い、等級を変更する必要があると判断された場合には、先に交付した手帳と引換えに新たな等級の手帳を交付するものとする。なお、マイナンバーを活用した情報連携により年金関係情報を把握する場合、又は、年金証書等の写しによる申請が可能である場合については、従前どおり実施要領に基づく手続を行うこと。

※ 手帳の更新申請に当たっては、現行においても、郵送による更新申請手続や、有効期限を超過した更新申請手続のいずれも可能であるとのこと。